

柏崎市伝統野菜等作付拡大支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏崎市伝統野菜等作付拡大支援事業奨励金（以下「奨励金」という）を交付することで、先人たちが市内の各地域で脈々と伝承してきた伝統野菜等の生産振興を図ることにより、次世代へ郷土の農産物を継承するとともに、これらの作付けを支援し、希少性からなる付加価値をもって柏崎産農産物のブランド化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「伝統野菜等」とは、次に掲げる農産物のことをいう。

- (1) 柏崎市担い手総合支援協議会が認定した柏崎伝統野菜で次の品目
 - ア 刈羽節成きゅうり
 - イ 仙人菊
 - ウ みどりなす
 - エ 与板菜
 - オ 黒姫人参
 - カ 新道いも
- (2) 前号のほか、本市又は本市を中心に作付けし、希少性が高く他産地と差別化が見込まれる農産物であって市長が認めるもの

(交付手続)

第3条 奨励金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす農家又

は農業経営体とする。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 本市に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有する者）

(2) 出荷を目的として、伝統野菜等の作付を行う者
（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、伝統野菜等の作付面積1アール当たり5千円とし、予算の範囲内とする。ただし、当該伝統野菜等の作付けが水田活用の直接支払交付金の対象となる場合には、奨励金の額を別途算定するものとする。

2 補助対象となる面積に0.1アールに満たない端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

3 前2項の規定により算出した奨励金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長の指定する期日までに、柏崎市伝統野菜等作付拡大支援事業奨励金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 作付けする圃場が確認できる図面

(2) 作付前の圃場写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請ができる回数は、同一年度内に同一申請者1回限りとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、奨励金交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

2 前項の規定により、奨励金の交付を決定したときは、柏崎市伝

統野菜等作付拡大支援事業奨励金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業が完了したときは、柏崎市伝統野菜等作付拡大支援事業奨励金実績報告書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出荷を証明する書類の写し
- (2) 作付後の圃場写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（奨励金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、柏崎市伝統野菜等作付拡大支援事業奨励金確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、奨励金の支払については、令和10年5月31日までの間は、なおその効力を有する。